

# 福祉サービス第三者評価結果

## ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
--------------------------

## ② 事業者情報

経営法人・設置主体（法人名等）												
名称：	那覇市立大名こども園			種別：	幼保連携認定認定こども園							
代表者氏名：	那覇市長： 知念 覚			定員（利用人数）	60（27）名							
施設長氏名：	金城 美紀			（利用室数）：	（2）室							
所在地：	〒 903-0802 沖縄県那覇市首里大名1丁目49番地				電話番号：	098-886-1413						
開設年月日	平成31年4月1日				ホームページ：							
職員数	常勤：（ 5 ）名、 非常勤：（ 5 ）名、 計：（ 10 ）名											
専門職員の人数	保育教諭	（ 8 ）名		保育士	（ ）名							
	特別支援教諭	（ ）名		小学校教員免許	（ ）名							
	調理師	（ ）名			（ ）名							
職員の状況に関する事項												
	園長		教頭		主幹保育教諭		保育教諭		保育士		特別支援ヘルパー	
常勤	1	名	1	名		名	3	名		名		名
非常勤		名		名		名	3	名		名	1	名
	調理員・栄養士		事務員		嘱託医		薬剤師		用務員		計	
常勤		名		名		名		名		名	5	名
非常勤		名		名		名		名	1	名	5	名
施設・設備の概要	保育室（2） 事務所（1） ニコニコルーム（遊戯室）											

### ③ 理念・基本方針

「心豊かで 夢をもち なかよく つよく 元気な子」を育む

- ・本園は、園児や保護者の最善の権利に努めます
- ・本園は、質の高い教育保育をめざします
- ・本園は、安心安全な環境づくりに努めます

○教育及び保育目標達成に向け、教育及び保育目標の具現化を図り全職員で共通理解し協力し合える園運営に努める

○教育及び保育効果を高める環境づくりや施設設備の充実に努める。

○研修や実践研究に接触的に取り組み、保育教諭としての専門性を高める

### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

#### 【健康管理】

・本園は、末吉公園の裏手に位置し自然豊かな環境にある。様々な蝶や虫たちとの出会いもあり、晴れた日には、一日90分程度戸外遊びを行っている。急な雨が降っても遊べるスペース（ピロテイ）もあり、スクーター、竹馬、縄跳びで遊ぶことができる。思いっきり体を動かして、遊べる環境にある。

#### 【食事】

那覇東給食センターより給食が提供されている。毎月初めには、栄養士から送られてきた献立表を保護者へ配信し、玄関前に見本を設置している為、毎日の食事メニューを確認することができる。また、食物アレルギーの園児には代替食を提供したり、保護者と連携をとりながら安全に安心して食事を提供するようにしている。内容としては、季節に応じた野菜や、行事食、県産品を取り入れた内容と豊富で、食べやすい内容になっている。

#### 【地域との交流及び特色】

地域の行事「大運動会」に職員も参加し、こども園が地域の一部であることを地域の方々にお伝えしている。学校運営協議会に参加し、地域の情報を得ている。朝の立哨は、地域ボランティアの方が行っており、一人一人に声をかけてくれている。

### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和6年10月17日～18日
	評価結果確定日	令和6年12月26日
受審回数 前回の受審年度	1回目 ( )	

## ⑥ 総評

### ◇特に評価の高い点

1、一人ひとりの園児を受容し、主体的に活動できる環境を整え、健康管理に努め、園児が心地よく過ごし、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。

入園前の面談や前年度の引き継ぎで園児の生活習慣や興味、困り感を把握し、担任で共有している。職員は園児の気持ちに寄り添い、興味に応じた遊具や教材を用意し、応答的な関わりを重視している。環境構成では、園児の発達や季節に応じて工夫し、安心して過ごせるよう配慮している。室内は素材に配慮した家具や玩具を設置し、自発性を促す工夫があり、園庭では植物や昆虫に触れられる自然環境を用意している。保健計画には熱中症予防が追記され、健康管理を強化している。廊下や教室には一人で休めるスペースを設け、園児の心身の安定を支えている。

2、管理者のリーダーシップが発揮され、利用者満足の上昇に努めている。

園長はPDCAサイクルに基づき、毎年教育・保育計画や学校評価の自己評価、保護者アンケートを実施・分析し、課題を把握して改善策を見直している。課題は全職員で共通理解し、「幼児理解」「保護者との信頼関係構築」「支援会議の充実」に取り組んでいる。週案会議には園長・教頭が参加し、発達に配慮した指導計画や行事を企画している。保護者との関係では、PTCA総会やアンケートを通じ意見収集を行い、令和5年度アンケートでは95%が肯定的評価、相談対応についても84%が適切と回答。園児の様子は日々観察し、保護者にはクラスだよりや個人面談、報告書配布を通じて活動や満足度を共有している。

3、地域との関係が適切に確保され、関係機関との連携を十分に行い、地域の福祉ニーズ等を把握するための取組ができている。

要録やしおりには「保護者や地域の人々の交流の場になるこども園」と明記し、重点目標として「地域や家庭との連携強化」を掲げている。社会資源として、那覇市子育て応援ガイドや相談窓口情報、地域行事の案内を玄関や玄関ホールに掲示・配布している。地域活動として、合同運動会や老人ホーム訪問、高齢者との交流活動を実施し、地域ボランティアへの感謝の取組も行っている。保護者の個別ニーズには読み聞かせ講座や病院情報を紹介し、ケガ時には小学校や地域保健師と連携して対応している。また、園長や教頭は小学校との会議や連絡協議会に参加し、不審者情報や危険箇所を共有。気になる園児には子育て支援室や特別支援関係者会議で専門家の助言を受け、虐待が疑われるケースでは児童相談所や地域関係者と連携し支援を行っている。

## ◇改善を求められる点

1. 理念、基本方針が、明文化されているが、重要事項説明書、しおりの文言の整合性や保護者へ周知が望まれる。

理念や基本方針が作成され、明文化されているが重要事項説明書、要覧、入園のしおりの文言の整合性やホームページ掲載、保護者会等での説明、周知することが望まれる。

2. 経営環境の変化等に適切に対応するため、定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行うことが望まれる。

那覇市のホームページを活用し「那覇市の福祉」等を活用し、利用児の推移等の集計・分析が望まれる。

3. 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行うことが望まれる。

教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、転園後の相談方法や担当者について説明した内容を保護者へ文書にして渡すことが望まれる。

## ⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審し、園経営等、専門的な視点から評価していただき心より感謝申し上げます。これまで気づけなかった保育理念や教育・保育の引継ぎ文章（マニュアル）の必要性等もわかり、改善すべき項目もありました。今後は、利用者や地域の皆様によりよい福祉サービスが提供できるよう、また、園児、本園の職員において、保育の質の向上につながるよう、取り組んでまいりたいと思います。ご助言、ご指導ありがとうございました。

## ⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目			評価 結果
<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b>			
<b>I-1 理念・基本方針</b>			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
		5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
		6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
		7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育理念は「こころ豊かで 夢を持ちなかよくつよく元気な子を育む」と明文化し、玄関や事務所に掲示している。基本方針は「園児や保護者の最善の利益に努めます」「質の高い教育保育を目指します」「安心安全な環境づくりに努めます」とし、職員の行動規範となっている。理念や倫理綱領は職員会議で周知されており、教育保育目標や基本方針は入園説明会で配布されるしおり等に記載し、保護者へ説明している。</p> <p>■改善課題等に 今年度明文化した理念等は、全体的な計画や要覧、中長期計画の教育・保育理念の整合性を図り、保護者への周知、さらに職員が理念の理解が向上するための継続的な取組、及びホームページへの掲載が望まれる。</p>	
<b>I-2 経営状況の把握</b>			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
着眼点	○	1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○	2 地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○	3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
		4 定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 園長は、こども園園長連絡会や行政からの通知等により、事業経営をとりまく動向等を把握している。地域の子どもの動向は、第2期那覇市子ども子育て支援事業計画により把握している。地域の特徴としては、少子化で子ども会がなくなり、共働き世帯が多く、祖父母が送迎する世帯もある。近隣の保育園からの5歳児の転入も多く、近隣園の保育士との交流を通して、土曜日の利用や延長保育の利用者が増える傾向にあることを把握している。園長は地域の保育施設や学童、児童館、自治会、コンビニ等が参加する学校運営協議会に参加して、一人暮らしの高齢者が多い地域であることや、登園時の立哨等に協力的な高齢者が多い地域でもあることも把握している。</p> <p>■改善課題 定期的に、那覇市のホームページを活用し「那覇市の福祉」等から、利用児の推移等の集計・分析が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>■取組状況 園長は、担任保育教諭の欠員と中堅職員の異動等による保育教諭の確保・育成や施設設備、子育て応援dayの利用者がいない等を課題として明らかにしている。人材の確保・育成については、フリー職員も含めて全職員が園児と関わって楽しい教育保育に取り組み、クラス間で自主的に保育参観等を実施するとともに、課題を市主管課に報告して共有している。施設設備については、中・長期計画を作成して今年度から5か年間の計画に具体的な内容が明記されている。地域の未就園児の子育て支援について、児童館より平日の午前中は親子の利用者が多いことを把握し、自園の応援dayに参加してもらうための方策を検討している。</p>	
<b>I-3 事業計画の策定</b>			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 中・長期計画は、園の理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、令和6～10年度までの5か年計画が策定されている。設備や備品については具体的な年度計画として、施設備品の点検や修繕、マットの購入、園庭側フェンスの設置、パソコンやテレビ及び照明機器の買い替え等の取組が示されている。中・長期計画は、職員会議で職員に周知している。令和6年度の計画に位置づけられている職員出入口及びピロティ照明の取り替えは完了している。</p> <p>■改善課題 明確にした目標に対して、教育・保育の内容や職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明示するとともに、人材育成や地域貢献、その他についても具体的な5か年計画の作成、及び中・長期の収支計画の策定、必要に応じた計画の見直しが望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
着眼点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の事業計画に、中・長期計画の内容(施設備品については安全計画や設備点検に反映され、実行可能な具体的な内容となっており、職員出入口及びピロティ照明の取り替えは完了している。単年度の計画は、概要や学校評価、園経営、園運営、教育課程、各種指導計画、学力向上推進、園内研修、行事实施計画、子育て支援で作成され、行事計画一覧表に会議や研修等も記載されている。</p> <p>■改善課題 設備や備品については、安全計画や設備点検に反映されているが、人材育成や地域貢献等の項目についても中・長期計画に明記して、反映させることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の事業計画として、教育・保育計画(学校評価計画、安全計画、保健計画、基本的な生活習慣指導計画、食育年間指導計画等)を、教育・保育計画の編成会議に職員も参画して作成している。教育・保育計画の冊子は担任保育教諭に配り、フリー保育教諭や支援ヘルパー等には、事務室に設置して周知している。教育・保育計画の実施状況は、毎月の職員会議で進捗状況を確認し、行事や安全計画等はその都度反省・評価している。各計画毎の手順が明記された「事業計画の実施状況の把握と評価、見直しの時期等についての手順書」が作成されている。教育・保育計画の見直しは各担当で検討し、2月上旬までに教頭が案を作成し、教育保育計画の編成会議で協議して決定し、3月下旬に担任保育教諭に配布して4月の園内研修で読み合せている。</p> <p>■改善課題 フリー保育教諭や支援ヘルパー等への計画配布に期待したい。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況 園長は入園説明会や保育参観で今年度の取組を説明し、「年間行事予定表」には会議や研修も記載されている。入園・進級式では担任が保護者に説明し、配慮が必要な保護者には個別に分かりやすく説明している。園児の様子はドキュメンテーションとして掲示され、通信アプリ「さくらdays」(以下「アプリ」という)で、園だよりに教育目標や月の計画が配信されている。行事の連絡や参加促進も行き、保育参加では保護者から喜びの声が寄せられている。</p>	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
着眼点	○	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○	2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント		<p>■取組状況 学校評価は毎年実施され、教職員の自己評価、学校関係者評価、保護者アンケートの結果を園長と教頭が集計・分析し、職員会議で検討される。課題に対する改善方針と改善策は文書化され、学校評議員会に報告され、その意見を園運営に反映している。今年度は老人ホームとの交流再開に取り組んでいる。評価結果は保護者に配布され、掲示で公表され、地域には運営協議会で中間報告されている。PDCAサイクルに基づき教育・保育の質向上に取り組み、第三者評価を受審している。</p>	

項 目			評価結果
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
着眼点	○	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○	2	職員間で課題の共有化が図られている。
	○	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	○	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 職員の自己評価と保護者アンケートを集計し、課題を明確化したうえで改善方針と改善策を文書化し、職員会議で共有している。課題には「体力向上につながる保育活動」、「適切な情報提供」、「防災対策」、「家庭や地域との連携」などが挙げられ、改善策として「幼児理解や保護者との信頼関係の構築」、「園内研修の充実」が明示されている。支援会議では全職員の共通理解を深めるため、メモの回覧や記録を工夫し、園児対応に活かしている。小学校との連携では授業参観や保育参観が行われ、地域支援として「親子体操」や「うん知育講話」を開催したが、参加者が少なかった。改善方針や策は毎年見直されている。</p> <p>■改善課題 地域の子育て支援については、ホームページの活用等により、園の取組を積極的に地域に発信する等、更なる取組に期待したい。</p>		
<b>II 組織の運営管理</b>			
<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
着眼点	○	1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
	○	2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。
	○	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
	○	4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。
コメント	<p>■取組状況 園長は認定こども園の経営・管理に関して、「園経営方針」を明示し、年度初めの職員会議で取組内容を説明している。園だよりを毎月発行し、自身の役割と責任を表明している。園務分掌の方針と園務分掌表を作成し、担当職員の業務内容を全職員に周知している。園務分掌には「園長不在時は教頭が担当」と明記され、対応順序が掲示されている。また、自衛消防隊の組織表では、園長が隊長、教頭が副隊長であることが明確にされている。</p>		
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
着眼点	○	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。
	○	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
	○	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
	○	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 那覇市の契約規則に基づき、指定事業者との適正な取引を行い、環境配慮型の物品購入に取り組んでいる。那覇市職員服務規程により、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントを禁止。園長は研修に参加し、法令遵守に基づいた適切な運営を心がけている。市の条例や規則は掲示し、国からの周知文書は保存・確認可能。熱中症ガイドラインや虐待防止法の遵守を徹底し、研修後の報告書で職員に周知し、SDGsや差別禁止に取り組み、働き方改革にも配慮している。</p> <p>■改善課題 ハラスメント禁止について、職員へ周知するための研修の実施が望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
着眼点	○	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	○	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	○	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	○	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の質向上に向け、毎年教育・保育計画の見直しや自己評価、保護者アンケートを実施し、課題を把握し改善策を策定している。課題として「体力向上を促す遊び」や「地域・家庭との連携」が挙げられ、改善策として「職員の共通理解」や「支援会議の充実」が示されている。具体的な取組として、週案会議で園児の実態に応じて行事内容を議論している。小学校との連携を深め、地域の子育て支援も行っている。職員は特別支援教育や人権に配慮した研修を受講している。第三者評価受審時の職員の自己評価で着眼点4「職員の意見を反映するための具体的な取組」に、100%の職員が「行っている」と評価している。</p>	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
着眼点	○	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	○	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	○	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	○	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント		<p>■取組状況 組織の理念実現に向けて、労務分析を行い、12時間開所や週休代替のフリー保育教諭、特別支援教育ヘルパー、園務補助員を配置し、業務の効率化を図っている。市では担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭を配置して働きやすい環境を整備し、保護者への対応には「アプリ」アプリを導入し、事務作業の軽減に取り組んでいる。職員会議で意見交換を行い、意欲向上を図り、週案会議や行事計画で共通理解を深め、園長も積極的に参画している。職員の自己評価では、着眼点3と4で100%が「行っている」「参画している」と評価されている。</p> <p>■改善課題 クラス担任1名の欠員については、早期の採用に期待したい。</p>	
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
着眼点	○	1 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	○	2 教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	○	3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	○	4 法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		<p>■取組状況 人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められ、那覇市人材育成基本方針に明記されている。市の職員(専門職)採用候補者試験計画にもとづいて採用試験が実施され、人材が確保されている。会計年度任用職員として、週休・年休代替のフリー保育教諭や特別支援教育ヘルパー、園務補助員が配置され、必要な人材が確保されている。市として担任2人制を導入し、休憩代替保育教諭が配置され、会計年度任用職員等の採用はハローワークの活用や市の広報誌への掲載等により確保に努めている。市として保育士確保に関する事業に取り組んでおり、保育補助員の養成も主管課で実施されている。会計年度任用職員等に欠員が出た場合は、知人等にも呼びかけて採用活動を実施している。</p> <p>■改善課題 担任2人制の1クラスの欠員については、早急な補充が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
着眼点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	○	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
コメント	<p>■取組状況 総合的人事管理として、理念に基づき「めざす保育教諭像」を示し、人事基準や採用試験が明確化されている。昇進・昇格には推薦が必要で、評価制度では園長と教頭が面談し、自己評価の目標達成を確認する。労働基準法改正に伴い、非正規職員のキャリアアップが進められ、36協定も締結されている。 公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 労務管理の責任者は園長で、出退勤は静脈認証で管理される。有給休暇や時間外労働はパソコンシステムで管理され、園長・教頭が職員の就業状況を把握している。ストレスチェックや市の保健師による相談、健康診断などの体制が整っている。ワーク・ライフ・バランスを考慮し、産休・育休後の短時間勤務や子の看護休暇も可能である。シフト調整や年次有給休暇の取得促進が行われ、会計年度任用制度により非正規職員の待遇が改善されている。 公立については、着眼点7は対象外とする。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育計画の園経営方針に「めざす保育教諭像」を明示して職員に周知し、職員一人ひとりの目標管理のために市の人事評価制度を活用し、保育教諭は毎年、自己評価を実施している。年度初めに園長が組織目標を説明し、職員は「那覇市保育者育成指標」にもとづいて今年度の目標(何を、どの水準まで、どのように)を設定している。本人の申告に沿って、一次評価は教頭が年度途中で行い、二次評価は年度末の園長面談で達成状況を振り返り、評価して目標の見直しを行っている。</p>		

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○	2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 「期待する職員像」として、教育・保育計画に「めざす保育教諭像」を明示している。「那覇市保育者育成指標」に、6つのキャリアステージ(養成、採用、基礎、充実、発展、深化・共育)と各ステージに求められる資質・能力(保育者として5項目、保育実践6項目、マネジメント力6項目)を明記して職員に周知している。運営主体である市は、保育士と幼稚園教諭の免許取得者を認定こども園職員の採用基準としている。園内研修計画に沿って、「不適切な保育とは」や「救命救急研修」等の研修を実施している。市や県が策定した研修計画に沿って初任者研修や2年目研修、発達支援の研修、職種別等の園外研修を受講し、8月の園内研修で前半期の研修報告を実施し、2月には研修報告書を職員に回覧している。「虐待防止法」や「個人情報保護について」は園長が伝達研修している。研修計画は、2月の教育保育計画の編成会議で前年度の評価・反省のもと見直し、今年度の計画には園内研修の進め方が追記されている。</p> <p>■改善課題 研修計画への「期待する職員像」の追記、及び「那覇市保育者育成指標」に基づいた研修計画の作成が望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント		<p>■取組状況 職員の資格取得状況は履歴書と資格証で把握している。新採用職員は初任者研修や2年目研修を受講し、園長や教頭が個別にOJTを実施している。職種別研修を受ける職員もおり、市主催の研修やテーマ別研修も参加している。外部研修情報は掲示や声かけで提供し、オンデマンド研修はシフト調整で対応している。園外研修後は報告会と回覧で情報共有を行い、園長による伝達研修も実施している。</p>	

項 目			評価 結果
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
着眼点	○	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○	4	指導者に対する研修を実施している。
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>「教育実習受け入れマニュアル」は、実習目的や実習生の指導及び遵守事項、受け入れ側の心得等基本姿勢が明文化されている。実習生受け入れ手順、実習記録や指導計画、園業務等の指導、指導案の作成、週案会議・職員会議への参加、カンファレンス等実習生の研修育成のマニュアルが整備されている。実習生の受け入れ窓口は園長で、園長または教頭が事前に園でオリエンテーションを行い、オリエンテーション資料に沿って説明をし、実習プログラムを渡し守秘義務の同意書を提出させている。実習プログラムは部分実習、責任実習など専門性に配慮した内容で構成されている。保護者には園だよりで周知し、園児には集会で実習生とコミュニケーションが取れるよう工夫している。実習生担当職員に、園長から実習生の受け入れの心構えや接し方のポイントとして、良いところを褒める、悩みを聞くなど具体的に伝え、カンファレンスの合間においても園長教頭からアドバイスを受けている。実習期間中は養成校担当者の訪問を受け入れ、個別面談にて言いにくいことや困ったことなどがないかをヒアリングなどしながら連携を取っている。</p>	
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>理念や基本方針、教育保育の目標・内容は要覧、しおり、重要事項説明書に記載し、公開している。苦情・相談の体制は沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターで掲示し、苦情相談の結果も公表している。地域運営協議会では地域の施設や関係者に要覧を配布し、児童館にも配布してこども園の役割を明確にしている。また、児童館には子育て応援DAYのポスターを掲示し、地域への広報活動を行っている。今年度、第三者評価を受審している。</p> <p>■改善課題</p> <p>HPに理念・方針について最新の内容に更新して公開することが望まれる。今年度寄せられた苦情内容や対応状況を公表することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
着眼点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的を確認されている。	
	○	3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○	4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>■取組状況 園務分掌や契約規則等は那覇市の規定に基づいて運営され、教育保育計画には職務分掌や権限責任が記載され、全職員に配布して周知している。那覇市の特定教育・保育施設等指導監査は毎年実施されており、また那覇市は中核市として外部監査も導入している。公立のため着眼点3と4は対象外とする。</p>	
<b>II-4 地域との交流、地域貢献</b>			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
着眼点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4 認定こども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント		<p>■取組状況 こども園は「保護者や地域の人々の交流の場」を目指し、園経営の重点目標として地域や家庭との連携強化を掲げている。園内には那覇市子育て応援ガイドや虐待防止相談窓口、子育て世代包括支援センターなどの地域情報を掲示し、地域の行事や活動も案内している。地域活動では、地域運動会やボランティア活動に参加し、老人クラブ、自治会、近隣保育園など地域との交流を深めている。保護者のニーズに応じた情報提供や支援もっており、地域との繋がりを大切にしている。</p>	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
着眼点	○	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5 学校教育への協力を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 「ボランティア受け入れマニュアル」が作成され、基本姿勢や目的を明文化し、は園と那覇市こども教育保育課が受け入れ窓口となり、体制を確立している。学校教育への協力についての基本姿勢は「職場見学(小)・職場体験(中)・インターンシップ(高)受け入れマニュアル」に明記されている。双方のマニュアルには受入の意義や方法、オリエンテーションの内容、事前説明、守秘義務の誓約書提出や報告書の提出等が明示されている。ボランティアは保護者による絵本の読み聞かせのボランティア活動で、活動後の保護者による報告書も残している。</p>	

項 目			評価 結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
着眼点	○	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	○	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	○	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	○	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	○	5 地域に適切な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	○	6 (認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント	<p>■取組状況 那覇市子育て応援ガイドを玄関に掲示し、地域の社会資源(子育て世代包括支援センター、児童館、公民館)を明示している。職員室にはけがや事故対応フローと連絡先を掲示し、各教室にも同様に掲示している。養護教諭や地域の保健師と連携し、定期的に小学校との4役会議や職員会議に園長・教頭が出席している。保こ小連絡協議会は年3～4回開催され、気になる子には市の子育て支援室と連携している。特別支援関係者会議は3か月に1回、発達支援の巡回相談は年に1回実施している。虐待が疑われる園児には児童相談所や地域関係者と連携して対応している。 着眼点5は、地域に適切な関係機関があるため非該当とする。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
着眼点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2 (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通じて、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	○	3 (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 自治会長、民生員、PTA会長、特別養護老人ホーム所長、保育園園長、児童館館長、近隣のコンビニオーナーなど、地域の様々な団体が参画する学校運営協議会に参加し、高齢者世帯が多い地域で子育て世帯を巻き込んだ活動活性化のニーズを把握している。園長または教頭は小学校の4役会議や保こ小連絡協議会に出席し、立哨ボランティアや地域交流を通じてニーズ把握に努めている。園庭解放や子育て応援DAYなどを通じて相談対応し、地域外からの相談にも応じて園の生活を見学して受け入れている。健全な生活習慣を促す「うん知育講話」講演会も開催し、地域の参加を呼びかけている。</p> <p>■改善課題 子育て応援DAYは毎週金曜日に開催し、ポスターを玄関に掲示したり、近隣児童館に掲示するなど告知しているが、昨年度は参加が一組しかなく、より具体的なニーズの把握が望まれる。また、園児の保護者からの呼びかけや地域への掲示方法などのより積極的な働きかけが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
着眼点		1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
		4 認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	○	5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 地域合同運動会への参加や老人ホーム訪問などを通して地域の活性化やまちづくりに関わっている。 災害時の避難先が小学校のため、バリアフリーの多目的トイレを配置するなど施設として災害時の受け入れの準備は整っている。</p> <p>■改善課題 把握した地域の福祉ニーズに基づいて、地域の子どもの育成・支援等に関する具体的な事業・活動を計画に明示し、取り組むことが望まれる。 着眼点1が確認できないため、判断基準により評価をCとする。</p>		
<b>III 適切な福祉サービスの実施</b>			
<b>III-1 利用者本位の福祉サービス</b>			
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
着眼点	○	1 理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	2 子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	3 子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	4 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
		5 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○	6 (認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○	8 (認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 子どもを尊重した教育・保育については、「倫理要綱」に子どもの最善の利益の尊重を明示し、要覧や園経営にも理念として明記されている。「権利擁護マニュアル」を策定し4つの原則を明文化している。「プライバシー保護マニュアル」も策定し具体的な留意点について定めている。令和5年度、園児を尊重した言葉かけ(傾聴)を含んだ園内研修を行い、令和6年度は園内研修でも不適切保育について学んでいる。園長から、職員に保護者に性別を固定化するような声掛けをしない、園児に注意する場合は、適切な言葉選びを考えてから声掛けをするなど、具体的な事例を交えて実践できるよう指導している。子どもの人権擁護のためのセルフチェックシートを活用し年2回セルフチェックを行っている。5歳児は絵本を通して「ふわふわ言葉」と「ちくちく言葉」を園児と確認し、教室に掲示している。性差についての取り組みは男女混合の名簿の活用や子どもの名前はさんづけで呼ぶ、園児同士にもさんづけで呼び合うよう働きかけている。保護者に対しては入園説明会の子どもの名前をさん付けする意味を伝えている。園庭で捕獲した昆虫を飼育し園児が世話をするなど命の大切さを考える機会がある。</p> <p>■改善課題 「権利擁護マニュアル」の4つの権利については、それぞれの権利を保障するための具体的な手順の作成、及び人権擁護のためのセルフチェックシートのさらなる活用が望まれる。人種や文化の違い、お互いを尊重する活動も具体的に教育・保育内で行われているため、活動の様子とともに保護者への情報共有と理解を図る取り組みが望まれる。</p>		

項 目			評価 結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
着眼点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
	○	4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント		<p>■取組状況 「プライバシー保護マニュアル」を作成し、「生命の安全教育」に沿ってプライベートゾーンの絵本を活用して子どもたちが自然に理解できるように働きかけている。マニュアルに沿って、着脱時は電気を消し壁側を向いて行うように指導している。教室のカーテンについては市に申請している。トイレも便器の向き等がプライバシーに配慮された設計となっている。またお漏らしをしてしまった場合、貸し出し用の着替えがトイレのすぐ横に準備され、着脱がスムーズにできるよう配慮されている。トイレのドアに「とんとんとん、おへんじがないならはいります。とんとんとん、おへんじがあつたらはいりません」と園児同士でもノックや声掛けしてから入るよう呼びかけのポスターが掲示されている。</p> <p>■改善課題 しおりの基本的生活習慣の部分などにプライベートゾーンについての記載することや、「生命の安全教育」保護者用資料配布するなどの積極的な周知も望まれる。</p>	
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
着眼点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		<p>■取組状況 ホームページには教育・保育目標や教育・保育方針が公開されている。利用希望者への情報提供は、市の担当部署に必要な書類を配置するとともにQRコードで申し込みが可能になっている。入園希望者には要覧やしおりを用いて園長や教頭が個別対応し説明している。園児の活動の様子が見学できる時間帯を勧め教育保育内容を実際に見てもらおう働きかけている。要覧の内容は年度の子定や小学校との連携、園内研究のテーマなど力を入れて活動している内容の載せ、毎年見直し、修正している。</p> <p>■改善課題 ホームページに理念の追記や保育・教育内容の紹介資料の充実が望まれるとともに、児童館や小学校、近隣の保育園、公民館など地域の社会資源を活用し、利用希望者が手にとれるような資料の配布が望まれる。要覧は利用者が自己決定する際に参考になるよう、わかりやすい言葉づかいへの変更や内容の見直しを期待したい。</p>	
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始・変更時には、しおりや重要事項説明書に記載し、入園時に同意を得て書面で残している。しおりは、教育保育方針や年間行事、準備物などをイラストを用いてわかりやすく説明している。変更があった場合は、「アプリ」で発信し、書面配布や掲示板での掲示を行い、情報漏れを防いでいる。特別な配慮が必要な保護者には、別室対応や個別の声掛けを行っている。</p> <p>■改善課題 入所状況の手続きについて、重要事項説明やしおりに記載が望まれる。特に配慮を要する保護者の説明については明文化し、ルール化したうえで適正な説明、運用を図ることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>■取組状況 卒園児の小学校には児童要録、転園先には指導要録と健康診断書を送付し、さらに口頭で担当者に申し伝えている。特別な支援を必要とする子どもについては保護者の同意を得て必要に応じて個別支援計画書等の情報を提供している。相談窓口は、園長、教頭、担任と誰でも対応できるようにしている。</p> <p>■改善課題 利用が終了した後の相談方法や担当者についての説明そた内容を文書にして渡すことが望まれる。</p>	
III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
着眼点	○	1	(認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
	○	2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○	3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
	○	4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
	○	5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○	6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント		<p>■取組状況 利用者満足の上昇のため、日々の教育・保育で子どもの満足度を観察し、会話や表情から把握している。保護者にはクラスだよりで活動の様子を写真付きで伝え、満足度を確認している。年に一度のPTCA総会で満足度や意見を収集し、保護者アンケートで得た課題を職務会議で検討し解決に努めている。保護者からの意見には報告書で回答し、配布している。令和5年度の保護者アンケートでは100%が肯定的な評価を示し、情報伝達の改善に取り組んでいる。</p>	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
着眼点	○	1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
	○	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
	○	6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
	○	7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。
コメント		<p>■取組状況 苦情解決の仕組みについては、要望・苦情受付担当者を園長、要望・苦情解決責任者をこども教育保育課の課長とし、第三者委員2名を選任して苦情解決の体制を整備している。玄関に苦情解決の仕組みを表示した沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、保護者には、重要事項説明書にて配布、説明している。また玄関に「意見箱」を設置し、メモと筆記用具を設置している。今年度の苦情件数結果は1件あり、玄関に件数を講評している。対応経過を記録し、具体的な対応策として職員配置を工夫して、安全面を保障できるよう取り組む旨、保護者に直接フィードバックしている。</p> <p>■改善課題 苦情解決状況の数の公表だけでなく、内容や解決結果等の公表も望まれる。電話や送迎時の相談も記録はあるが、内容によって公表が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境整備と周知については、要望・苦情対応窓口や第三者委員を記載した重要事項説明書を保護者に配布し、相談先を選べることを説明している。受付方法も面接・電話・文書など選べることもと、意見箱による匿名の発信も可能な旨明記。玄関には相談先として沖縄県福祉サービス適正化委員会や第三者委員の連絡先がそれぞれ記載されたポスターを掲示している。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 保護者からの相談や意見に対応する組織的かつ迅速な対応については、「相談、意見対応マニュアル」を整備している。意見箱の設置や保護者アンケートを実施し保護者の意見の把握に務めている。日々の登降園の際の声かけ傾聴に努め、すぐに対応できない場合も園長・教頭に相談し速やかに回答するよう心がけている。園での人間関係について心配事の多い保護者からの要望で、子どもからの断片的な情報だけではなく、担任や園長からその日の活動内容や子どもの様子について送迎時に伝えている。保護者から「アプリ」に行事予定入れてほしい」という意見に対応して表示し、「感染症の発生数を掲示してほしい」という意見には玄関に掲示を行っている。マニュアルの見直しは年1回行っている。担任が保護者との会話の中で聞いた意見や要望は記録を残しており、共有や対応している。特に配慮が必要な保護者からの相談や、送迎時、保護者の相談があった場合は、パーティーションでピロティを仕切り話ができるスペースを確保、個人情報を守るために小学校のPTA室を借りるなどの配慮をしている。</p> <p>■改善課題 保護者からの相談、意見の記録はしているが、対応についてはプライバシーに配慮して公表することが望まれる。</p>	
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
着眼点	○	1 リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○	2 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	○	3 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	○	4 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○	5 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	○	6 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 安心・安全な教育・保育の提供のため、危機管理マニュアルで救急体制と役割分担を明確にし、安全年間計画を策定している。緊急時対応マニュアルや熱中症、事故発生マニュアルを整備し、職員にフローチャートを掲示して周知している。事故や熱中症、転倒事故の対策をポスターで保護者や子どもに注意喚起を行い、職員は安全研修を受講し、施設や遊具の定期点検を実施している。園庭には安全対策を施し、飛び出し予防策を講じている。事故発生時はマニュアルに従い、損害賠償保険で保障する。</p>	

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○	7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
	コメント	<p>■取組状況 危機管理マニュアルでは園長が責任者として感染症対応を明記。感染症発生時の報告体制を整備し、職員に感染症対応マニュアルを周知している。保護者には「入園のしおり」で感染症の種類や登園基準を説明。保健計画を作成し、予防の徹底を図る。登園時に健康観察を行い、手洗いうがい、換気を実施。感染症発生時は、簡易ベッドで観察後、保護者に連絡し迎えを依頼している。玄関に感染症情報を掲示し、保護者へ週報を情報提供している。新型コロナウイルス対応を変更したマニュアルも整備されている。</p> <p>■改善課題 第三者評価保護者アンケートで「園内でインフルエンザ等の感染症が発生した際には、その状況について連絡があるか」の質問には、22.2%が「ない」と回答している。「アプリ」での情報発信について保護者の要望があることから、保護者への情報提供に向けてのさらなる取り組みに期待したい。</p>	
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
	コメント	<p>■取組状況 園では、災害時の対応体制として園長が隊長の自衛消防隊を組織し、職員の役割分担が明確にされている。職員室には「災害発生時の対応フローチャート」が掲示され、職員に周知されている。安全年間計画と消防計画が作成され、毎月火災避難訓練や、小学校との合同で地震・火災・不審者避難訓練が行われている。消防設備点検は年2回実施され、避難訓練時には名簿や引き渡しカード等の非常用セットを確認し、園児の安否を確認している。保護者への連絡は「アプリ」を通じて行われ、津波避難の必要はないとされている。災害時の避難場所は大名小学校体育館と運動場に定め、安全マップを掲示し、備蓄は水や食料が2日分用意され、在庫管理は教頭が担当している。</p> <p>■改善課題 職員と園児の3日分の備蓄及び備蓄に食物アレルギー対応の食品を追加し、消防計画に基づく携帯ラジオ・医薬品等の備蓄が望まれる。また、災害発生時においても教育・保育を継続するために必要な対策を含めた業務継続計画(BCP)の作成が望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
<b>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</b>			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント	<p>■取組状況 園では、教育・保育に関する標準的な実施方法として、各種対応マニュアルを文書化している。具体的には「職場見学・職場体験・インターンシップマニュアル」や「ボランティア受入れマニュアル」、「相談・意見対応マニュアル」などがあり、「食物アレルギー対応マニュアル」や「権利擁護マニュアル」では人権尊重やプライバシー保護の姿勢が示されている。保育の標準的な実施方法については、沖縄県の指導計画作成の手引きを基に週案や月案を作成し、日々の保育の標準化を図っている。また、教育・保育の継続性を確保するため、入園時に心構えを示した「しおり」を保護者に配布し、職員はその内容を理解して周知している。週案や月案はシステムで共有され、マニュアルは職員室に設置されており、各クラスにフローチャートも掲示されている。権利に関わるマニュアルは職員会議や週案会議で読み合わせが行われ、周知されている。熱中症対策として、暑さ指数28以上の日には戸外遊びを室内に変更して教育・保育を実施している。</p> <p>■改善課題 こども園が実際に実施している標準的な内容を明文化(例:週案会議や年間指導計画の振り返りからの次週や次年度の作成までの実践に合わせたほの手順書等)することが望まれる。</p>		
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント	<p>■取組状況 標準的な実施方法では、週案や月案は定例会議で見直し、マニュアルは年度末の職員会議で検証・見直しを行うことが定められている。熱中症対応マニュアルは、市から示された「熱中症対策ガイドライン」に基づき、暑さ指数28以上で戸外活動が中止となることを踏まえ、熱中症予防について保健計画に追記されている。安全年間計画では、園児のけが対応について定期的な確認が行われている。マニュアルの見直しは日々の教育・保育の中で職員がチェックし、年度末に行われる。</p> <p>■改善課題 マニュアルについては、見直しの過程が分かるように制定年月日や改訂年月日の記載、及び権利擁護や各種マニュアルの主旨をふまえ、こども園の実態に合わせてさらなる検証・見直しに期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1	指導計画作成の責任者を設置している。
	<input type="radio"/>	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	<input type="radio"/>	3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	<input type="radio"/>	4	(認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	<input type="radio"/>	5	(認定こども園) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	<input type="radio"/>	6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	7	(認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	<input type="radio"/>	8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	<input type="radio"/>	9	(認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>■取組状況 「指導計画作成・見直しの手引き」によると、指導計画作成の責任者は園長であり、アセスメント方法に基づき、入園前に子どもの身体状況や生活状況を把握し、職員会議で課題を共有している。入園後は個別面談や保護者との会話を通じて発達課題や要望を把握し、発達が気になる子どもには市の子ども発達支援センターや園内支援会議を活用し、個別の支援計画を作成して保護者の同意を得ている。年間指導計画や安全計画は、反省・評価を踏まえて作成され、月案や週案は毎週木曜日に会議で検討・確認される。支援困難ケースには、市の発達支援センターや子育て支援室と連携され、指導計画には幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。</p>		
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	<input type="radio"/>	2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	<input type="radio"/>	3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	<input type="radio"/>	4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	<input type="radio"/>	5	(認定こども園) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況 定期的な指導計画の評価・見直しは、「指導計画作成・見直しの手引き」及び「事業計画の実施状況の把握と評価、見直しの時期等についての手順書」に基づき実施されている。毎年2月の職員会議で年度の振り返りを行い、次年度の計画を策定する。月案や週案はクラス担任間で立案され、毎週木曜日の週案会議で園長、教頭、担任が確認し作成。週案には、援助内容の達成状況や課題が記載され、次週の計画に反映されている。週案は事務室に掲示し、フリー職員や特別支援ヘルパー職員と情報を共有。緊急変更の場合、戸外活動は「雨天時は室内活動に変更」としおりに記載されている。夏場は暑さ指数28以上で戸外活動が中止され、室内の遊戯室やミスト設置のピロティで運動遊びに変更している。</p> <p>■改善課題 「指導計画の作成・見直しの手引き」に、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みについての追記に期待したい。</p>		

項 目			評価 結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園児に関する教育・保育の実施状況は、保育業務支援システムを導入し、指導計画や保育日誌が作成されている。園児の発達や生活状況は、主管課が定めた統一した様式で記録され、特別支援が必要な園児については個別の指導計画が作成され、支援状況はヘルパー日誌に記載され、担任、教頭、園長で共有される。各クラスの園児については、個別記録簿や面談記録簿に記載され、記録内容や書き方に差異が出ないよう週案会議で園長や教頭が指導・助言を行っている。研修報告や市からの情報は回覧で周知され、園児や保護者からの相談や要望は担任が記録し、情報が共有している。日々の園児の様子や保護者からの情報は保育日誌に記載して共有し、指導計画は支援会議や週案会議で情報を共有し、パソコンネットワークも活用されている。</p>	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園児に関する記録の管理体制は、「個人情報保護に関するマニュアル」や「那覇市個人情報保護条」、「那覇市情報セキュリティポリシー」に基づいて整備されている。個人情報の不適切な利用や漏洩防止策として、緊急連絡簿やUSB、指導要録などの持ち出しを禁止し、鍵付きキャビネットに保管している。廃棄時にはシュレッダーを使用。新年度の職員会議で園長が個人情報保護や守秘義務について説明し、4月には研修も実施。保護者には「重要事項説明書」で個人情報の取り扱いを説明し、「個人情報利用の同意書」を徴収している。</p> <p>■改善課題</p> <p>個人情報利用同意書の利用目的に具体的な項目を追記して公表することが望まれる。</p>	

項 目			評価 結果
<b>A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育</b>			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	b
着眼点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント		<p>■取組状況 子どもの権利擁護の取り組みは、「大名こども園倫理綱領」に子どもの最善の利益を尊重する旨を明示し、「権利擁護マニュアル」では子どもの権利条約に基づく4つの権利を記載している。関連マニュアルとして「プライバシー保護マニュアル」「不適切な保育発生時の対応マニュアル」なども整備。職員への周知は「那覇市世界にはばたくこどもの街宣言」や公文書を通じて行っている。権利侵害の防止には、職員のセルフチェックや園長からのアドバイス、研修が行われ、定期的に支援会議や職員会議で検討している。園児一人ひとりのペースを尊重し、発達に合わせた保育を提供している。</p> <p>■改善課題 「権利擁護マニュアル」の4つの権利については具体的手順の作成が望まれる</p>	
<b>A-2 教育・保育内容</b>			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)の作			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
着眼点	○	1 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の園児に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
	○	2 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
	○	3 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
	○	4 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、園児の発達過程、園児と家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	○	5 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
	○	6 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
コメント		<p>■取組状況 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育方針や園の目標、園児像、こども園像が位置づけられている。計画は「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を参考にし、養護・教育の各領域や子どもの発達過程、行事、地域・家庭・小学校との連携、健康支援、安全管理、災害対応、食育、特別支援教育、評価、職員の資質向上などを考慮して作成。計画は玄関掲示板で保護者に周知し、2月に職員会議で反省・修正を行い、次年度計画を策定している。</p> <p>■改善課題 学級開きやクラス懇談を通して全体的計画等をわかりやすく保護者に周知するための説明を期待したい。</p>	

項 目			評価 結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
着眼点	○	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	○	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	○	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	○	4 一人ひとりの園児が、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	○	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	○	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>室内には温度・湿度計が設置され、エアコンやサーキュレーターで温度調整を行い、定期的に換気を実施している。各教室には空気清浄機が設置されており、熱中症対策として熱中症警戒アラートや熱中症指数計に留意し、ミスト付き大型扇風機や水分補給を行っている。生活環境では、園児が選択しやすいテーブルや椅子、玩具、遊具を配置。園庭には季節を感じる植物が植えられ、自然に触れ合える空間が提供されている。園児が一人になりたい時や休息を取る場所として、隠れ家コーナーや絵本コーナーがあり、ゆったりとした空間も用意されている。安全管理としては、毎日の早出職員による安全確認や月1回の固定遊具などの点検を実施し、ダニ駆除や水質・照度検査も行っている。食事は感染症対策を意識して各教室で行い、午睡には室温や照明に配慮している。屋根のある広場や遊戯室では、天候に関係なく十分な運動空間が確保されている。トイレや手洗い場は使いやすく、清掃や衛生管理にも配慮されている。</p>	
49	A④	② 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
着眼点	○	1 園児の発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 園児が安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない園児の気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 園児の欲求を受けとめ、園児の気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 園児に分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかさす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>園児一人ひとりの心情に配慮し、入園前の面談や引き継ぎで個々の状況を把握している。職員は園児の気持ちを代弁し、興味に応じた遊具や教材で応答的な関わりを大切にしている。園内環境は園児の発達や季節に応じて工夫され、安心して過ごせるよう配慮されている。園児の活動計画や記録は職員間で共有され、一人ひとりの思いを受け入れ支援が行われている。園児の要望には適切に対応し、園児の気持ちに寄り添う関わりを大切にしている。</p> <p>■改善課題</p> <p>指導計画等に「養護(生命の保持や情緒の安定)」についての内容や支援・配慮の追記を期待したい。(公表では抜く)</p>	

項目			評価結果
50	A⑤	③ 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
着眼点	○	1 一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの園児の主体性を尊重している。	
	○	4 一人ひとりの園児の状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように働きかけている。	
コメント		<p>■取組状況 園の教育・保育像には、家庭との連携を重視し、園児が生活習慣を身につけ、きまりや約束を守れるよう支援することが掲げられている。年間指導計画では、食事や排泄、清潔、衣服の着脱など、基本的な生活習慣の指導が具体的に示されており、個別の発達に応じた支援が行われている。園児の主体性を尊重し、個人差を考慮した援助が実施され、トイレや手洗いの正しい使い方や写真で学べるように工夫されている。職員は園児が自分でやろうとする気持ちを尊重し、支援を行っているとの自己評価が多くの職員から寄せられている。</p> <p>■改善課題 基本的な生活習慣の習得に向け、園児一人ひとりの状況や子どもの気持ちに配慮した支援内容などの記録を期待したい。</p>	
51	A⑥	④ 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
着眼点	○	1 園児が自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
	○	2 園児が自発性を発揮できるよう援助している。	
	○	3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
	○	4 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
	○	5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
	○	6 園児たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
	○	7 園児が一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
	○	8 園児が様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
コメント		<p>■取組状況 園庭や教室では、季節や月ごとに複数のコーナー遊びが環境整備され、園児は主体的に遊びに取り組んでいる。戸外では運動遊びや泥団子作り、室内では製作やブロック、絵本など多様な活動が展開され、園児は友達と関わりながら遊んでいる。環境は園児の発達や季節に応じて工夫され、興味を持ちやすいように選択できる遊具や教材が提供されている。園児は花や昆虫、植物への関心を深め、自然体験を通じて友達と共有しながら学んでいる。担任は園児の思いを引き出し、言葉で表現できる場面や友達とのコミュニケーションを支援している。また、季節の歌やリズムなどを通じて楽しさを共有し、友達と一緒に活動できる場を作っている。</p>	
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
着眼点	△	1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
	△	2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
	△	3 園児の表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
	△	4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
	△	5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
	△	6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
コメント		<p>■取組状況 ■改善課題</p>	

項目			評価結果
53	A⑧	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	着眼点	1 一人ひとりの園児の状況に応じ、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		3 園児が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		4 園児の自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
		5 保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
		6 様々な年齢の園児や、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
		7 一人ひとりの園児の状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
	コメント	<b>■取組状況</b> <b>■改善課題</b>	
54	A⑨	⑦ 3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	1 3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		2 4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		3 5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの園児の個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		4 園児の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
	コメント	<b>■取組状況</b> 【4歳児】入園当初は集団経験の差や個人差を考慮し、園児一人ひとりが安定して自己を発揮できるよう支援している。担任は園児の不安を軽減し、個別に関わる時間を大切に信頼関係を築いている。遊びコーナーを複数設け、園児が主体的に遊びを選び継続できるよう工夫している。集団の中で友達と楽しみながら活動に取り組める環境を整えている。【5歳児】新入園児が多く、集団経験や発達の個人差を考慮し、園児が自己発揮できるよう支援している。担任は園児一人ひとりの不安を軽減し、個別に関わる時間を確保して信頼関係を築いている。進級児は前年度の遊びを継続できるようにし、新入園児には面接を参考にした遊びコーナーを用意している。園児が昆虫を飼育したいという気持ちに寄り添い、飼育方法を話し合いで決め、遊びや活動に取り組めるよう支援している。ビニール袋での色水遊びをSDGsの観点から工夫し、遊びが深まるよう支援している。また、就学前施設との連携を通じて幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進している。 3歳児が在籍していないため、着眼点1は評価対象外である。	
55	A⑩	⑧ 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		2 障害のある園児の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		3 計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を行っている。	
		4 園児同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
		6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		7 保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		8 他の保護者に、障害のある園児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	コメント	<b>■取組状況</b> 建物はバリアフリーで、多目的トイレが整備され、支援児の受け入れ環境が整っている。特別支援教育経営方針に基づき、園内支援委員会が園児の実態把握や支援策を行い、関係機関と連携している。教頭が特別支援コーディネーターを務め、特別支援教育ヘルパーが配置され、個別の教育支援計画を基に援助が行われている。定期的に関係者会議や外部研修を受講し、保護者や関係機関と連携して支援を行っている。 <b>■改善課題</b> クラスの指導計画に支援児の姿や友だちとの関わりについてのさらなる記載を期待したい。	

項目			評価結果	
56	A⑩	⑨	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、園児主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2	在園時間の長い園児が安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも園児が楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○	4	年齢の異なる園児と一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5	園児の在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○	6	在園時間の長い園児に配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○	7	園児の状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	8	担当の保育教諭等と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	○	9	1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>在園時間の異なる園児への配慮として、職員は時差勤務を行い、14時以降や土曜日、長期休暇中も異年齢で過ごす環境を整備している。一時預かり保育や延長保育の計画があり、利用時間や内容に応じ、園児の引継ぎや連絡を帳簿を使用し、職員間で連携し、適切な対応が行われている。延長保育ではおやつを提供され、園児が楽しく過ごせるよう配慮されている。長期休暇前には生活リズムを整えるための支援や確認票を活用し、園児の不安を軽減する取り組みが行われている。</p>		
57	A⑪	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
	○	2	園児が、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○	3	保護者が、小学校以降の園児の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	○	5	施設長の責任のもとに関係する保育教諭等が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>小学校との接続について、全体計画に連携が位置付けられており、「保幼小連携年間計画」が作成されている。園児と児童の交流や学校行事、保育教諭と小学校教諭との連携が実施され、具体的には1年生や小学5年生との交流が行われている。また、「保・幼・こ・小連絡協議会」でカリキュラムの確認や課題共有が行われており、保護者には生活リズムの定着など基本的な生活習慣を支援している。園児の育ちや発達を踏まえ、指導要録を作成し、各小学校へ送付している。</p>		

項 目			評価 結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 園児の健康管理を適切に行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 園児の健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。	
	<input type="radio"/>	2 園児の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	<input type="radio"/>	3 園児の保健に関する計画を作成している。	
	<input type="radio"/>	4 一人ひとりの園児の健康状態に関する情報を、保育教諭等に周知・共有している。	
	<input type="radio"/>	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から園児の健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	<input type="radio"/>	6 保護者に対し、園の園児の健康に関する方針や取組を伝えている。	
	<input type="checkbox"/>	7 保育教諭等に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	<input type="checkbox"/>	8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント		<p>■取組状況 年間保健計画が作成され、健康管理に関する活動や日程が記載されている。健康管理マニュアルや事故対応フローチャートが整備され、感染症情報も掲示されている。日々の健康管理は、登園時に担任や園長が園児の様子を観察し、保護者からの情報も得ている。また、熱中症予防として水分補給や休息の指導が行われ、暑さ指数に応じて屋外活動を調整している。けがや体調不良の際はマニュアルに従い適切に対応し、必要に応じて小学校養護教諭に対応を相談している。園は、健康情報や予防接種の状況を問診票で把握し、保護者と、健康に関する方針や取組を共有している。 * 着眼点7、8については乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p>	
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	<input type="radio"/>	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	<input type="radio"/>	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>■取組状況 健康診断は保健計画に基づき、内科・歯科検診、尿検査は年2回、蟻虫・視力検査は年1回行われ、検査結果はパソコンで管理され、個別の状況が把握できるようになっている。内科検診では保護者に問診票を依頼し、結果を伝達。歯科検診結果も伝え、治療が必要な園児には受診を促している。視力検査前後には視力低下防止のポスターを掲示し園児や保護者へ視力の大切さを伝えている。保健計画の一環として、歯みがきの重要性を伝え、昼食後に歯みがき、希望者にはフッ素洗口も実施している。虫歯ゼロや治療済みの園児を表彰し、健康に関する意識を高める取り組みを行っている。保護者には定期的に主管課から発行されている保健だよりや園だよりを通して健康意識を促している。</p> <p>■改善課題 健診や検査結果を集計、分析された内容を次年度の保健計画への反映に期待したい。</p>	

項目			評価結果
60	A⑮	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
着眼点	○	1 アレルギー疾患のある園児に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2 慢性疾患等のある園児に対して、医師の指示のもと、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4 食事の提供等において、他の園児たちとの相違に配慮している。	
	○	5 保育教諭等は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6 他の園児や保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 アレルギー疾患や慢性疾患への対応は、園で作成されたアレルギー疾患生活管理指導表や食物アレルギー対応マニュアルに基づき行われている。入園時にアレルギーや慢性疾患の有無を確認し、必要に応じて医師の指導管理表を提出させる。慢性疾患の園児には、保護者・医師・園長・担任で対応を確認し、緊急時対応マニュアルを作成して掲示。アレルギーのある園児には、食事時に代替食や除去食を提供し、配膳確認を行っている。エビベン使用法の研修を受け、全職員で共通理解している。アレルギー疾患や慢性疾患への対応は、保護者への説明や園児への配慮を通じて行われている。</p>	
A-2-(4) 食事			
61	A⑯	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
着眼点	○	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	○	2 園児が楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	○	3 園児の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	○	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	○	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	○	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	○	7 園児が、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	○	8 園児の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
コメント		<p>■取組状況 食育年間計画や給食指導計画が策定され、食育を全体的な計画に組み込んで取り組んでいる。給食は市の給食センターから配食され、献立表は食品を色別に区分し掲示し、その日の献立も玄関先に展示している。園児は友達と会話を楽しみながら食事をし、個別の食事量に配慮して配膳されている。食器や食材に配慮し、感染予防のため職員が配膳を行っている。食事前に献立を紹介し、「いただきます」を一斉に行っている。苦手な食材には無理強いせず声かけを工夫し、保護者と連携し対応している。栽培活動で収穫した野菜を家庭に持ち返し、野菜に関心を持てるよう工夫している。給食だよりや献立表を保護者に配布している。</p> <p>■改善課題 食事は一斉に食べ始めているが、一人ひとりの主体性に配慮した食事時間の提供についての検討が望まれる。</p>	

項目			評価結果
62	A⑰	② 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
着眼点	○	1 一人ひとりの園児の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2 園児の食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
		6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けている。	
		7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント	<p>■取組状況            食事は市の給食センターから配食され、毎月、栄養士に園の給食会議の結果が報告されている。園の給食会議では、園長教頭が毎日の検食結果を踏まえ、人気の献立や改善要望をまとめ、偏食や少食の園児への対応が共有している。定期的に主管課、栄養士、調理員、園長が会議を開催し情報交換や対応を検討している。担任は園児のアレルギーや食べる量、好物、苦手な献立を把握し対応している。季節感を取り入れた献立や地域の食文化を反映した料理も提供される。給食搬入時に園児が調理員と会話し、感謝の気持ちを手紙やお絵描きで伝えている。            着眼点7は、給食センターからの外部搬入のため、評価対象外である。</p> <p>■改善課題            給食センターの栄養士や調理員による給食場面の観察や子どもとの交流の機会を設けることが望まれる。</p>		
<b>A-3 子育て支援</b>			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
着眼点	○	1 連絡帳等による日常的なコミュニケーション・情報交換により、家庭との連携を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と園児の成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 子育てについては、保護者の意思を尊重している。	
	○	6 個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	7 認定子ども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	8 相談内容を適切に記録している。	
	○	9 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント	<p>■取組状況            保護者との連絡や情報共有に「さくらdeys」アプリを活用している。入園説明会ではしおりを使用し、教育目標や方針、園の活動や家庭との連携について周知している。学級開きや保育参観を通じて園の意図を保護者に伝え、アンケートでは84%の保護者が適切な対応を受けていると回答。個別の相談や日常のやり取りを大切にし、保護者の困り感に対応し、必要に応じて関係機関と連携して支援を行っている。年2回の個人面談も保護者の都合に合わせて調整している。</p> <p>■改善課題            相談内容は記録されているが、解決に向けての仕組みを整えるなどさらなる取り組みを期待したい。(公表時に抜く)</p>		

項 目			評価 結果
A-3-(2)地域の子育て家庭への支援			
64	A⑱	① 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
着眼点	○	1 地域の子育てに関する場所や、情報の提供がされている。	
	○	2 地域の子育て家庭の保護者等からの相談に応じる体制があり、取組を行っている。	
	○	3 認定こども園の特性を生かした子育て家庭への支援を行っている。	
		4 相談内容を適切に記録している。	
	○	5 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	○	6 地域の人々との連携により子育て家庭への支援を行っている。	
	○	7 地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関につないで連携している。	
	コメント	<p>■取組状況 地域での子育てに関する場所として、全体的な計画で子育ての支援を記載し、教育保育計画においては子育て支援に関することとして「地域全体で子育て家庭を支える」とあり、園庭開放などの子育て応援Dayに取り組んでいる。園で開催する親子育児講座「良いうんち」に地域の子育て親子への参加を呼びかけている。保こ小連携会議において、地域の保育園から特別支援を受けている親子の不安解消に向けての相談に応じ、こども園の見学を受け入れ、園児同士の交流を実施している。近隣の児童館でつどいのひろばの便りを周知している。相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、園長や教頭から助言が受けられる体制を整えている。</p> <p>■改善課題 さらなる地域の子育て支援の取り組みとして、育児相談においては、電話相談、ホームページを活用した同年齢の子どもを持つ親子へ園で活動している様子などを発信する取組が望まれる。</p>	
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
着眼点	○	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、園児の心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2 不適切な養育(虐待)等の可能性がある場合と保育教諭等が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる園児の状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7 マニュアルにもとづく保育教諭等研修を実施している。	
コメント	<p>■取組状況 園では、不適切な養育に関するマニュアルに基づき、園内研修を実施し、園児の状態や不適切な養育への理解を深めている。早期発見のため、職員室にフローチャートを掲示し、登園時や保育時に子どもの状態を観察している。異常があれば、園児に理由を確認し、保護者に丁寧な聞き取りをしている。欠席の連絡が遅れた場合は、園長や教頭が電話確認を行い、虐待の疑いがある場合は速やかに子育て支援室に報告し、連携して対応している。</p>		

項 目			評価 結果
A-3-(3)園児への不適切な関わりの防止等			
66	A②	① 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
着眼点	○	1 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	
	○	2 不適切な関わりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。	
	○	3 会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。	
	○	4 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。	
	○	5 不適切な関わり等の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。	
	○	6 不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
コメント	<p>■取組状況 園では、不適切な関わりを防止するため、年度初めに職員への説明を行い、人権擁護のセルフチェックシートを活用し、週案会議で確認している。不適切な関わりが確認された場合は、懲戒規定に基づき厳正に処分する仕組みが整備されている。また、虐待防止や発生時の対応についてガイドラインを設け、事実確認や報告体制が確立されている。子どもには「いのちの安全教育」を通じて自分を守る知識を伝え、保護者にも虐待防止措置を説明し、園内には相談しやすい環境を整えている。</p> <p>■改善課題 「人権擁護のためのセルフチェック」後の検証や不適切な保育の事例を収集し、再発防止のために会議で検討し、今後とも不適切な関わりの早期発見と防止の取組に期待したい。</p>		